

「総合評価落札方式」について

- ① 品質の確保を図るため、総合評価方式を積極的に導入していく。

日高川町では、設計金額1,500万円以上の工事について、全て総合評価方式の実施をしており、県下30市町村で県下一の導入、拡充を図っている。平成28年9月1日より試行から本格導入されている。

- ② 学識経験者の意見聴取体制（和歌山県の総合評価審査分科会の活用）

総合評価方式の実施については、地方自治法及び同法施行令により学識経験者の意見を聴かなければならないとされており、県ではそのための総合評価審査委員会を設けておりますが、総合評価方式の対象工事の拡大に伴い、紀北地方総合評価審査分科会（事務局：県土整備部技術調査課）と紀南地方総合評価審査分科会（事務局：西牟婁建設部）を設けています。日高川町については、第三者機関等の設置がされていないため、今後和歌山県の総合評価審査分科会の活用をする。

- ③ 和歌山県は、令和元年6月1日以降公告分の入札より、総合評価落札方式による入札において、最低制限価格制度を撤廃し、低入札価格調査制度を導入しました。

日高川町においても令和6年7月1日から公告または指名通知するものから、「低入札価格調査制度」を適用します。

その他

基本的に、和歌山県新公共調達制度の手引きを準用する。

以上、この見直し事項は、令和6年7月1日から施行する。

総合評価落札方式の入札制度改正について

日高川町発注工事の入札では、令和6年7月1日から公告する全ての総合評価落札方式において、「低入札価格調査制度」を適用します。

記

1. 改正の対象

総合評価落札方式を適用する入札

現 行 最低制限価格制度

改正後 低入札価格調査制度

2. 最低制限価格制度と低入札価格調査制度について

1) 最低制限価格制度とは

「最低制限価格」未満の入札者は、失格とする制度です。

2) 低入札価格調査制度とは

「低入札価格調査基準価格」未満の入札者については、適正な履行が可能であるか否かについて調査した上で、落札者を決定する制度です。

・低入札価格調査について

低入札価格調査基準価格未満の入札者が最高評価値となった場合は、工事費内訳書の根拠資料等を提出のうえ、事情聴取を受けなければなりません。

詳しくは、[建設工事低入札価格調査制度について](#) をご覧下さい。